（農用地の利用の促進を行う者の基準）

第十六条　法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。

二　次に掲げる事業のいずれかを継続的に実施していること。

イ　利用権の設定等と併せて行う、農用地の区画ごとに作付けする農作物の種類を定めて一定の期間ごとにこれを変更する取組のための農用地の集団化等、耕作に供する農用地の集団化を促進する事業

ロ　利用権の設定等と併せて行う新たに農業経営を営もうとする者に農業の技術又は経営方法を実地に習得させるための研修を行う事業

ハ　農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る目的をもって農用地等を買い入れて、当該農用地等を売り渡し又は交換する事業

（農用地等の利用状況の報告）

第十七条　法第二十一条第一項の報告は、同条第二項第一号の解除をすることができる場合に該当するかどうかの判断に必要な限度において、書面により求めることができる。

（新設）

（農用地等の利用状況の報告）

第十六条　法第二十一条第一項の規定による報告は、毎事業年度の終了後三月以内に、次に掲げる事項（賃借権の設定等を受けた者が法第十八条第四項第四号に規定する者以外の者である場合には、第一号から第三号までに掲げる事項）を記載した報告書を農地中間管理機構に提出して行わなければならない。

一　賃借権の設定等を受けた者の氏名又は名称及び住所

二　前号の者が賃借権の設定等を受けた農用地等の面積

三　前号の農用地等における作物の種類別作付面積又は栽培面積及び生産数量

2　農地中間管理機構は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式、報告書の提出期限その他必要な事項を明示して行うものとする。

第十八条・第十九条　（略）

（法第二条第三項第三号に掲げる業務のうち軽微なもの）

第二十条　法第二十二条第二項第一号の農林水産省令で定める軽微な業務は、農地中間管理権を有する農用地等に係るけい畔及び法面の修繕とする。

（その他の軽微な業務）

第二十一条　法第二十二条第二項第三号の農林水産省令で定める軽微な業務は、次に掲げるものとする。

一　窓口業務

二　賃料の収受及び支払に係る業務

三　農地中間管理権を有する農用地等に関する情報の整理に係る業務

四　広報に係る業務

（農業者等による協議の場の設置の方法等）

第二十二条　法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

2～4　（略）

四　第一号の者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

五　地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

六　第一号の者が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

七　その他参考となるべき事項

2　賃借権の設定等を受けた者が法第十八条第四項第四号に規定する者である場合には、前項の報告書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　その者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

二　その他参考となるべき書類

第十七条・第十八条　（略）

（新設）

（農業者等による協議の場の設置の方法等）

第十九条　法第二十六条第一項の規定による協議の場の設置は、毎年一回以上定期的に、幅広く農業者その他の当該区域の関係者の参加を求めて行うものとする。

2～4　（略）